



商品券等をお持ちの方々へ

商品券等（商品券、ギフト券、プリペイドカード等）の使用にあたっては、以下の点にご留意下さい。

商品券等の使用にあたっての留意事項



○有効期限の確認

有効期限の記載がある商品券等は、期限が到来すると、たとえ未使用の残高があっても使用はできません。商品券等の有効期限を確認しましょう。

○表示事項等の確認

商品券等には、原則、必要な情報(※)が表示・提供されていますので、購入時には必ず確認しましょう。

(※) 発行者名・有効期限（有効期限が表示されていない場合は無期限）・支払可能金額・利用者からの苦情や相談に対応する窓口の所在地及び連絡先・使用可能な施設や店舗等の範囲・使用上の注意事項（約款）等

○紛失や破損に注意

商品券等は、商品の購入やサービスの提供を受ける際に金銭と同様の機能を持っています。紛失に注意するとともに、誤って破損してしまった場合は、使用又は交換が可能かどうか発行者にご相談下さい。

○払戻し(換金・おつり)は原則不可

商品券等は、原則として払戻しはできません。例外として、利用者のやむを得ない事情によって商品券等の使用が著しく困難となった場合等は、払戻しが認められていますので発行者にご相談下さい。

払戻し等の留意事項



○発行者が発行業務を廃止した場合

発行者が、商品券等の発行業務（発行及び使用）を廃止した場合は、一定期間を設けたうえで、保有者へ払戻しが行われますので、新聞公告、及び使用可能な施設や店舗等での掲示物等には、十分注意しましょう。

払戻し手続実施中の発行者一覧は、[金融庁ホームページ](#)で確認できます。

○発行者が破綻した場合

商品券等の未使用残高が一定の基準を超える場合には、発行者は発行保証金として現金等を供託等することが法で定められています。万一、発行者が破綻した場合で、発行保証金の供託等がなされているときには、財務局等が行う還付手続により、発行保証金から優先的に配当を受けることができます。

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」では、商品券等の利用者保護やサービスの提供促進を図るため、諸々の規制を定めています。

商品券等に関するご照会等については、財務省近畿財務局、最寄りの財務事務所、又は一般社団法人日本資金決済業協会へお問い合わせ下さい。



【お問い合わせ先】

近畿財務局 理財部 金融監督第4課	TEL：06-6949-6520
京都財務事務所 理財課	TEL：075-752-1419
神戸財務事務所 理財課	TEL：078-391-6943
奈良財務事務所 理財課	TEL：0742-27-3163
和歌山財務事務所 理財課	TEL：073-422-6143
大津財務事務所 理財課	TEL：077-522-4362
一般社団法人日本資金決済業協会	TEL：03-6272-9255